

Tax Report

証券税制の特例を使いこなす！
金融資産の取扱い



- ① 金融資産の確定申告
- ② 株式譲渡の申告
- ③ 株式投資信託の税制
- ④ その他の金融資産の取引



1 金融資産の確定申告

1 金融資産の確定申告概要

2003年にスタートした新証券税制ですが、内容については以下のとおりです。

上場株式等の税率	10%
非上場株式税率	20%
譲渡損失の繰越控除	
特定口座制度	
株式投信の税率	10%
株式投信の譲渡損益の通算・損失の繰越控除	
配当課税(上場株式)	10%

2 金融資産の確定申告のポイント

ポイントについては以下のとおりです。

サラリーマンで譲渡益が20万円以下なら申告は不要
 株や投資信託で損失が出たら申告し、損を3年間繰り越せる
 株と投資信託等はすべて損益通算が可能
 株の配当金、投資信託の分配金から引かれた税金は、所得が低い場合、申告して還付が受けられる
 源泉徴収ありの特定口座で利益が出ていても、他の口座で損があれば還付が受けられる
 商品先物(日経平均mini等)とFX(くりっく365のみ)は損益通算が可能で、損失を3年間繰り越せる

2 株式譲渡の申告

1 確定申告が必要な人とは

1 確定申告義務ありの人

株式売却に関しては、確定申告の義務があるかどうかは申告者自身で判断する必要があります。申告・納税義務を果たさなかった場合、申告期限後に税務署から指摘、または自ら気がついて申告納税を行っても、期限を過ぎていることによる加算税と延滞税がかかります。

確定申告義務がある人とは次に該当する人となります。

「一般口座」で上場株式等を売却し、譲渡利益がある人
「特定口座」で上場株式等を売却し、譲渡利益がある人
上場株式等を個人間で売買し、譲渡利益がある人
非上場株式等を売却し、譲渡利益がある人
上記「1～4」の株式売却を行い、それらの年間通算結果で譲渡利益がある人

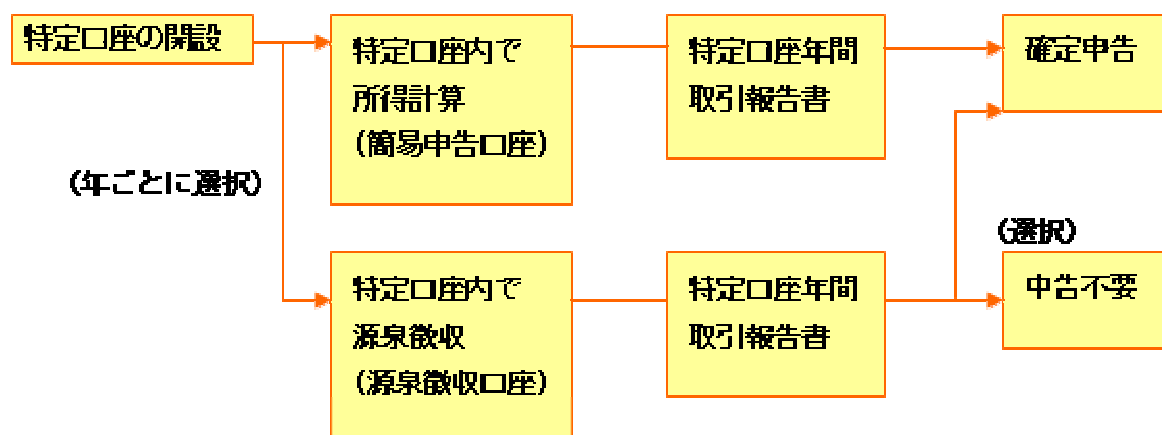
2 特定口座と一般口座

個人投資家の確定申告の手間を軽減するための制度が「特定口座」です。特定口座は、証券会社の商品ではなく、租税特別措置法という法律で定められた制度で平成15年1月からスタートしました。

証券会社ごとに1つずつ特定口座を開設することができます。「特定口座」を開設したら、源泉徴収をするかどうかを選択します（「源泉徴収する」を選択する場合には、その年の最初の売却取引時までその選択手続きが必要です）。

「特定口座」を開設し「源泉徴収をする」を選択しなかった人は、その年の「特別口座」における株式売却の年間結果で譲渡利益がある場合には、その株式譲渡利益について確定申告義務があります。

なお、「特定口座」で売却した場合には、確定申告に関する事前準備取得価格の管理計算、銘柄ごとの売却損益の計算、年間損益集計、添付書類の作成等は証券会社が行います。しかし、確定申告、納税については自分で行わなければなりません。



3 株式譲渡にかかる税率

平成 15 年以降、上場株式等売却利益の税率は 10% (所得税 7%、住民税 3%) となります。

なお、上場株式等の売却であっても、「証券会社を通じて行う売却・証券会社に対する売却等」でない場合、すなわち上場株式等の個人間売買については、「上場株式投資の優遇税制」の適用はなく、売却利益に対して 20%の税金がかかります (非上場会社の株式等売却と同じ税率)。

非上場会社の株式等を売却し譲渡利益が出た場合の税率は 20% (所得税 15%、住民税 5%) となります。

区分 (申告分離課税)	譲渡益課税
上場株式等以外の株式等	株式等に係る譲渡所得等 × 20% 20% = 所得税 15%・住民税 5%
一般の上場株式等	株式等に係る譲渡所得等 × 10% (所得税 7%・住民税 3%)
エンジェル税制 (特定中小会社の特定株式)	(株式等に係る譲渡所得等 1/2) × 20% 20% = 所得税 15%・住民税 5% (平成 21 年 3 月 31 日までに払い込みにより取得した特定株式)

2 株取引における売却損益の計算

1 基本的な売却損益の計算方法

(1) 売却損益の計算

売却損益を計算する時のポイントとしては、取得価額に購入手数料と消費税が含まれていることと、最後に消費税込みの売却手数料を差し引くことの2点が挙げられます。売却時の収入金額には、手数料や消費税を加味していません。

計算方法としては、株式の売却収入から、取得価額を差し引き、さらに売却時に支払った手数料を差し引いた金額が譲渡損益となります。

収入金額	-	必要経費	
譲渡による収入金額	-	実際の取得費	譲渡のための 委託手数料
		購入代価 + 購入手数料	

(2) 平均取得金額の計算

有価証券の売却における購入代価は、売却の都度「総平均法に準ずる方法」で平均取得価額を計算する必要があります。

従って、年間に数回にわたって売却した場合や、数回にわたって購入した場合には、売却の都度、購入代価を計算することとなります。

【計算例】

取引月日	売・買	購入時の株価	購入株数
2000年4月9日	買	500円	600株
2000年5月2日	買	800円	500株
2000年6月9日	買	600円	500株
2000年7月4日	売	700円	700株

手数料および消費税は考慮しないものとします。

$$\begin{aligned} \text{取得価額} &= (500 \text{円} \times 600 \text{株} + 800 \text{円} \times 500 \text{株} + 600 \text{円} \times 500 \text{株}) \div \\ &\quad (600 \text{株} + 500 \text{株} + 500 \text{株}) = 625 \text{円} \\ \text{譲渡所得} &= (700 \text{円} \times 700 \text{株}) - (625 \text{円} \times 700 \text{株}) = 52,500 \text{円} \end{aligned}$$

2 取得費の特例

(1) 概算取得費

売却した資産の取得価額が不明なケースは「売却収入の5%相当額」を取得費として売却損益を計算してもよいというルールがあります。これは株式だけでなく、土地などを売却した時にも該当されるルールです。

この「概算取得費」を採用すると、売却金額の95%が売却利益となることから、実態の計算よりも税金が多額になってしまうケースが発生します。ただし、売却した株式の「取得費」を証明する書類がない場合は、概算取得費（売却収入の×5%）が強制適用されてしまうというわけではありません。

(2) 「取得価額」を証明する書類がない場合

証券会社から送られてくる「取引報告書」や取引した証券会社の「顧客勘定元帳」など取得価額を証明する書類がなくても、次のような方法で取得費を把握して確定申告することができます。

本人の手控えで確認できている場合

通帳等を見て、株式購入代金として口座から引き落とされた金額を把握したり、日記帳等を見て株式購入金額が特定できたら、その金額を「取得価額」とします。日記帳等で「買った日」がわかれば、その時の株価を「取得価額」とします。

控えもない場合

株主名簿を書き換えている場合には、株券の裏面や株主名簿によって、株主名簿を書き換えた時期を確認して、その時期を株式取得の時とみなします。つまり、株主名簿を書き換えた時の株価をもって「取得価額」とする方法です。なお、日記帳等の手控えで取得した「月」だけがわかる場合には、当該銘柄のその月の月中平均株価をもって取得価額とすることも認められます。

3 株取引で損失が出た場合の計算

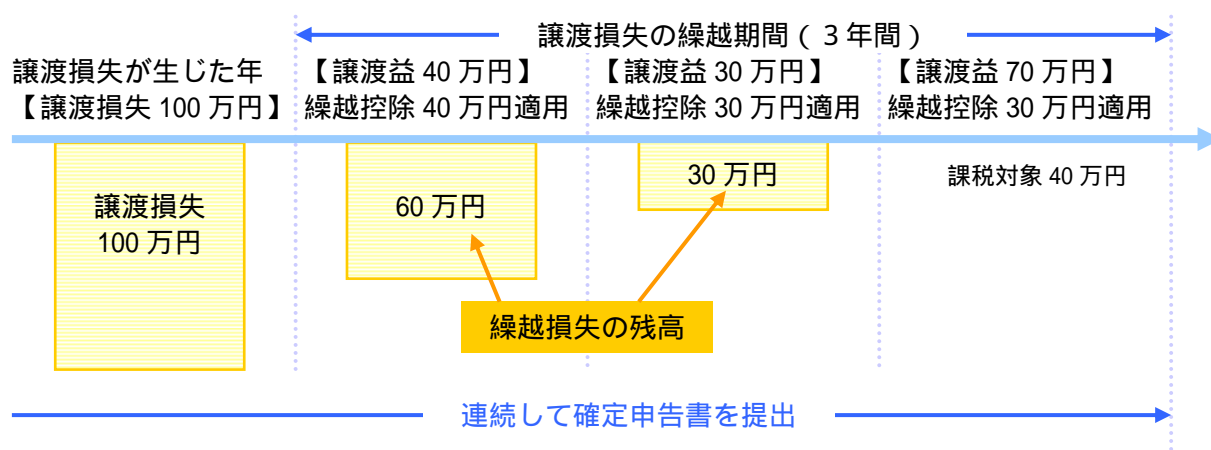
1 上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除の特例

(1) 概要

上場株式等を金融商品取引業者等を通じて売却したこと等により生じた損失の金額のうち、その年に控除しきれない金額については、翌年以後3年間にわたり、確定申告により株式等に係る譲渡所得等の金額及び申告分離課税を選択した配当所得の金額から繰越控除できます。

注

配当所得について申告分離課税が選択できるのは上場株式等の配当に係るものに限られます。また、配当所得についての申告分離課税の選択及び申告分離課税を選択した配当所得からの控除は、平成21年分からとなっています。



(2) 適用手続

この特例の適用を受けるためには、次のことが必要となります。

上場株式等に係る譲渡損失の金額が生じた年分の所得税につき、上場株式等に係る譲渡損失の金額の計算に関する明細書、及び、株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書の添付がある確定申告書を提出すること。

その後において、連続して確定申告書を提出すること。

この繰越控除を受けようとする年分の所得税につき、上場株式等に係る譲渡損失の金額の計算に関する明細書及び株式等に係る譲渡所得等の金額がある場合には、その計算明細書の添付のある確定申告書を提出すること。

(3) アドバイス

株の損失は確定申告することにより3年間にわたり、繰り越して翌年以降の利益と相殺が可能です（特定口座であるか一般口座であるかは問いません）。

損失の繰越の対象は、上場株式や公募型株式投資信託の損失で、非上場株式は対象外です。ただし、繰越した損失と相殺できるのは、非上場株式の売却益も可能です。

繰越した損失と相殺できるのは、非上場株式の売却益も可能です。

異なる年の損失を繰り越している場合は、古い年の損失分から控除していきます。

3 株式投資信託の税制

1 投資信託の税務ポイント

株との損益通算ができるので、どちらか一方が損の場合は、合算して損益通算を行えます。

投資信託の譲渡損益に対する税金は、売却方法（換金方法）によって違います。

年収 2,000 万円以下の給与所得者は「損益通算したあとの儲けの総額 + 給与所得以外の所得の合計」が 20 万円以下なら確定申告は不要となります。

損失の繰り越しは 3 年間確定申告で行います。

2 収益分配金の課税

収益分配金に対する課税方法は、組み入れの株式の割合や、外貨建て資産の割合などで異なります。

現在の投資信託の税金は、「公社債型」に比べて「株式型」のほうが優遇されています。本来は両方とも 20% の税率ですが、株式型は株への投資を中心に行うので、実際の株と同様、平成 20 年 12 月 31 日までの特例として税金が 10%（所得税 7%、住民税 3%）となっています。公社債投信の場合には、株などの商品と損益通算ができず、また配当控除もないので注意が必要となります。

3 途中換金時の課税

株式投資信託の換金時の課税方法は、換金方法によって変わります。通常の投資信託は償還（その投資信託の運用が終わること）期限が決まっていらないものがほとんどです。償還を待たずに途中換金する場合、「解約」と「買取」の 2 つの方法があります。

解約とは、「運用会社」に対して信託契約の解除を請求する方法で、解約益は配当所得（総合課税）となり、10% の源泉徴収をされるため、申告は原則不要（配当控除の適用はある）となります。

一方、買取とは、投資家が受益証券を「販売会社」に買い取ってもらうことにより換金する方法で、これは株などと同じく譲渡所得となり、10% の申告分離課税となり、申告が

Tax Report

必要になります（特定口座で「源泉あり」の場合は不要）。株式の譲渡損益との通算もできるので、申告をしなければいけない人は、買取を選択したほうが有利となります。しかし、販売する証券会社、銀行によっては「解約」しかできないところも見受けられます。郵便局はどちらでも選べます。

また、公社債型の場合は、解約、買取ともに利子所得で、株式型よりも高い20%源泉分離課税のため、申告は不要となります。他に購入した投資信託がなんらかの事情で運用をやめる、満期になるなどの場合、それは「償還」となり、投資金額は投資家に戻されることとなります。この場合の税金は、解約のときとまったく同じとなります。公社債型であれば、その利益は利子所得となり、20%の源泉分離課税になり、その利益から、あらかじめ税金が徴収されているので、原則、申告は不要となります。

株式などとの通算			
解 約 ・ 償 還	利益が出た場合... × 配当所得なのでできない	10%源泉徴収	原則、不要 (配当部分の配当控除をするなら必要)
	損失の場合... 譲渡所得として通算可能		損益通算をするなら必要
買 取	利益が出た場合... 譲渡所得として通算可能	10%申告分離課税	必要
	損失の場合... 譲渡所得として通算可能		損益通算をするなら必要

注：ただし取引報告書などで利益部分が「みなし譲渡所得」と「配当所得」に分けられた場合には、「みなし譲渡所得」部分の利益は譲渡所得として損益通算が可能

4 特別分配金

株式型、公社債型ともに税率は違いますが、受け取る分配金から税金が源泉徴収されているので、原則、申告は不要です。また、仮に自分の投信が株式投信だったとしたら、分配金が特別分配金の場合は、非課税でもともと税金は引かれていないので、申告をしても税金は取り戻せません。

特別分配金とは簡単に言えば、通常、投資信託は分配金を支払うと、その支払った分だけ基準価額が下がります（分配金落ちといいます）が、その額が自分の購入した額以下になってしまったら、その下がった金額分は、儲けとみなさずに非課税扱いにします、という仕組みです。

4 その他の金融資産の取引

1 信用取引

1 信用取引

株取引のやり方のひとつで、証券会社から売買代金を借入したり、株を貸し付けてもらい取引するものです。委託保証金を支払えば、支払った保証金よりも多額の取引が可能です。日本の場合、信用取引は全ての上場銘柄について可能ではなく、特に空売りができる銘柄はごく一部のものに限定されています。また、信用取引には、取引制度の違いにより、制度信用取引と一般信用取引との2種類があります。

決済益については、売買差額から手数料や金利を差し引いた金額に10%の税金がかかり、申告が必要です。

特定口座が「源泉あり」の場合は、証券会社が代行しているので申告の必要はありません。また信用取引の譲渡益を含めた給与以外の所得の合計が20万円以下のサラリーマンなら、基本的には申告の必要はありません。

信用取引の売買損益も、現物株や公募株式投資信託などと損益通算でき、損益通算しきれない売却損には3年間繰越控除が適用できます。

2 配当控除について

配当については、買建の場合に受け取る配当金相当額については、前もって源泉徴収がされているため申告の必要はありません。また、配当金とは異なるため、配当控除を受けることはできません。この場合の益は譲渡損益となります。

信用取引の申告のポイント

信用取引は建玉ごとの決済で、売買手数料だけでなく金利なども利益から控除できます。現物株と損益通算可能で譲渡損を3年間繰越できます。

2 FX (外貨証拠金取引)

インターバンク市場(銀行間市場)で行われる取引単位 100 万ドルの外国為替取引を 1 万ドルに小口化し、さらに 10 万円程度の担保資金(証拠金)で一般投資家が行えるようにした金融商品です。

FXについては、2種類の取引方法があります。ひとつは公設市場となる「くりっく365」です。もう一つは、非取引所での取引となります。

外貨証拠金取引で得られる利益は、為替差益によるキャピタルゲインと、通貨間の金利差(スワップポイント)であるインカムゲインです。

FX(外国為替証拠金取引)のポイント

FXについては、その内容により2種類の申告内容となります。

公設市場となる「くりっく365」での取引の場合

他の金融商品と損益通算ができます。一律20%の申告分離課税となります。

非取引所の場合

雑所得で総合課税です。

3 先物取引

先物取引とは、ある商品が将来の一定の期日において、今の価格より上がるか、下がるかを予測する投資のことです。さまざまな商品を取引するのが商品先物、日経平均株価指数をもとに取引するのが日経平均先物です。日経225miniは、取引しやすい日経225の10分の1の単位で投資できます。

商品先物や日経平均先物取引で得た利益は、雑所得として申告分離課税となります。

商品先物取引の申告のポイント

雑所得として申告分離課税

損失額を3年間繰越にわたって繰越できますが、株式などとの損益通算はできません。

4 ETF (上場投資信託)

証券取引所で取引される投資信託のことで、日経平均株価や東証株価指数 (TOPIX) などの株価指数に連動した運用成果を目指して、2001年以降に東証や大証に上場されています。株と同じように、買った金額より高値で売り、売買手数料を引いた差額が売却益となります。

ETFの申告のポイント

売却価格は、申告分離課税

売却損は、他の株式及び投資信託と損益通算が可能です。

5 REIT (不動産証券化)

投資家から集めた資金でオフィスビルやマンションなどの不動産に投資して、家賃収入や売却益を投資家に配当する仕組みの投資信託です。

単位株や信用取引と同じように、売却代金から購入代金と販売手数料を引いた金額に10%の税金がかかります。証券会社を通じて納税される特定口座の場合には、確定申告する必要はありません。それ以外の源泉なしの特定口座や一般口座での取引は確定申告の必要があります。

REITの申告のポイント

売却価格は、申告分離課税

売却損は、他の株式及び投資信託と損益通算が可能です。

売却損は、3年間繰越できます。

6 外貨預金等

外貨預金は、日本円を外貨に両替して、外貨で預金する金融商品です。ネットバンクを含めた銀行で扱われており、普通預金や定期預金があります。外貨MMFは、高い格付けの債権や短期金融資産で運用される安定型の投資信託で、外貨建て金融商品の購入資金を外貨でプールしたり、外貨投信の償還金を外貨のまま置いておくのにも使われます。

外貨預金の為替差益は、雑所得として総合課税ですが、一方、外貨MMFの場合の為替差益非課税です。

外貨預金・MMFの申告のポイント

外貨預金の為替差益は、総合課税
外貨MMFの為替差益は、非課税

7 外国株式

海外の会社が発行する株式です。その国に居住せずに外国株の取引を行う場合、多くの場合は租税条約によって所在地国での売却益は、非課税ですがその後日本国内で、日本株と同様の申告分離課税になります。

外国株の申告のポイント

売却価格は、申告分離課税
売却損は、他の株式及び投資信託と損益通算が可能です。
売却損は、3年間繰越できます。

8 債権

国や地方公共団体、企業などが資金調達のために投資家から資金の借入を募り、資金を借りたことと元本と利子の返済を示した、借用証書です。

国債や地方債、外国債、社債があります。

債権の申告のポイント

売却価格は、雑所得で総合課税
外貨建ての割引債のみ譲渡所得で総合課税

9 ミニ株等

単位株に満たない少額からでも株が買える方法で、ミニ株や「るいとう」と呼ばれています。

ミニ株等の申告のポイント

売却価格は、申告分離課税

売却損は、他の株式及び投資信託と損益通算が可能です。

売却損は、3年間繰越できます。

10 純金他

金やプラチナへの投資及び積立から生じる所得です。

純金等の申告のポイント

売却益は、譲渡所得で総合課税

積立の場合は、雑所得で総合課税